

事由D：新型コロナウイルス感染症の影響により減収した場合

## 家計急変必要書類一覧

### ■ 共通（家計急変採用に申し込む場合は提出が必要）

必要書類	提出先	チェック欄
① 給付奨学金確認書【原本】	申込者→学校→JASSO（採用後）	
② 給付奨学金申請書（家計急変事由該当者用）【原本】	申込者→学校→JASSO	
③ マイナンバー提出書	申込者→JASSO の指定する提出先	

※①と②はA 3用紙1枚で繋がっています。それぞれに分けて（A 4サイズに切って）、学校に提出してください（学校は②を申請時に、①を採用後にJASSOに提出します）。

※③は既に予約採用や定期採用で マイナンバーを提出済の方が家計急変採用に申し込む場合も、再度提出が必要です。

### ■ 家計急変事由に関する証明書類（AまたはBのいずれかを提出）

#### A：公的支援の証明書を提出できる場合

必要書類	提出先	チェック欄
③ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書又はこれに類するものと認められる公的証明書【コピー】	申込者→学校→JASSO	
④ 減収後の給与明細書等※（家計急変事由発生月の翌月分～申請月分（又は申請月の前月分））【コピー】	申込者→学校→JASSO	

#### B：公的支援の証明書を提出できない場合

必要書類	提出先	チェック欄
⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした家計急変における、公的支援の証明書を提出できない場合の申告書【原本】	申込者→学校→JASSO	
⑥ 減収後の給与明細書等※（家計急変事由発生月の翌月分～申請月分（又は申請月の前月分））及び減収前の直近の給与明細書等（1か月分）【コピー】	申込者→学校→JASSO	

※生計維持者が自営業の場合等、給与明細書を提出できない場合は帳簿（収入と支出がわかるもの）のコピーを提出してください。帳簿を提出する場合は、「自営業等の所得金額計算書」（「給付奨学金案内—家計急変採用—」21ページに掲載）を添付してください。

※父母両方を急変事由として申込む場合の必要書類

- ・父名義で公的支援を受けている場合 → 父：Aの書類一式、母：Bの書類一式
- ・父母共にそれぞれの名義で公的支援を受けている場合 → 父：Aの書類一式、母：Aの書類一式
- ・父母共に公的支援を受けていない場合 → 父：Bの書類一式、母：Bの書類一式

## ■収入に関する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
⑦ 家計急変に該当する生計維持者の、家計急変が発生した日の翌月分～申請月分までの給与明細書等及びその他の所得があればその証明書（最大 12 か月分）【コピー】 ※申請月の分がない場合は、その前月分まで ※12 か月分の例 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2020 年 5 月に家計急変が発生、2021 年 4 月に進学、5 月に申請した場合 ⇒2020 年 6 月～2021 年 5 月（又は 4 月）分の給与明細書等</li> <li>● 2020 年 2 月に家計急変が発生し、2021 年 4 月に進学、6 月に申請した場合 ⇒2020 年 7 月（又は 6 月）～2021 年 6 月（又は 5 月）分の給与明細書等 （最大 12 か月分のため）</li> </ul>	申込者→学校→JASSO	

### ※ 収入に関する証明書類の注意点

- 給与収入の場合：給与明細書に支払日（支給日）が併記されている場合は、支払日（支給日）が属する月の収入証明書として扱います。  
例）「4 月度給与明細書／5 月 10 日支給」と併記→5 月分の収入証明書
- 給与収入以外の場合：「事業所名」や「事業主名」、月ごとの「売上」「経費」「所得金額（売上から経費を差し引いた金額）」が記載された帳簿が必要です。

## ■該当者のみ

必要書類	提出先	チェック欄
⑧ （外国籍の方の場合）在留資格及び在留期間が明記されている証明書【コピー】	申込者→学校→JASSO	
⑨ （児童養護施設等に在籍又は里親に養育されていた（いる）方の場合）以下の書類のうち一つ【コピー】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設等在籍証明書（施設長発行）</li> <li>・ 児童（里親）委託証明書（児童相談所発行）</li> <li>・ 措置解除決定通知書（児童相談所発行） 等</li> </ul>	申込者→学校→JASSO	